

## **[事案 25-175] 年金一括払請求**

・平成 26 年 8 月 25 日 和解成立

### **<事案の概要>**

設計書記載の年金額の説明を不服として、年金開始日以降の年金一括払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 55 年 11 月に契約した個人年金保険（10 年保証期間付終身年金）について、平成 25 年 11 月に年金支払開始を迎えるにあたり、保険会社から送られた年金支払開始案内を見ると、設計書の記載と年金が大きく乖離していたので、説明を求めた。しかし、年金支払開始日後になって受けた説明が納得できる内容ではなかったため、年金の一括払いを求めたところ、年金支払開始の 1 年前の解約返戻金が約 720 万円であるにもかかわらず、年金支払開始後では約 390 万円しか支払えないといい、既払込保険料をも下回っており納得できない。

年金一括払い金として、設計書に記載された年金支払開始時の一時金額を上限とするが、年金支払開始 1 年前の解約返戻金に以後の保険料を加算した金額以上を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 年金保険は、保険料払込期間中には解約して一時金を受取ることができるが、年金支払開始日以後は、解約することができない。
- (2) 保証期間付終身年金での年金支払開始後の年金一括払いは、年金保証期間分にかかる年金現価を一括して支払うことになる。
- (3) 設計書に記載された増額年金額は、契約当時の決算数値にもとづいて計算した額を例示したものであり、将来の支払を約束するものではないことが、設計書に明記されている。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### **1. 申立人の主張について**

- (1) 保険契約は、いわゆる附合契約で、約款の記載にしたがって契約内容が定められる。定款・約款によれば、配当金は、毎年決算において剰余金が生じたときに積み立てられる社員配当準備金を原資としており、配当金を原資とする増額年金等について、契約締結時に、確定金額を明らかにすることはできず、設計書の記載は、あくまでも設計書作成時の実績にもとづき算定された予測金額となり、設計書にも、その旨記載されている。
- (2) 申立人は、年金保険であれば、年金一括払額は最低でも払込保険料総額を上回るのが当然であると主張するが、一括して受け取ることができるのは 10 年間の保証期間の年金であり、保証期間経過後に被保険者が生存している場合には、年金は再開されるため、払込保険料にはその支払いに充てられる部分も含まれており、10 年間の保証期間に対応する年金一括払額は、必ずしも払込保険料総額を上回るわけではない。

(3) 申立人が主張する金額（下限と上限）は、年金開始日前に本契約を解約した場合にかかる一時金額（前者は解約返戻金のみで、後者は契約時の予測金額）であって、年金開始日後に受け取ることができる年金一括払額とは関係がない。

## 2. 和解について

以上のおおりに、申立人の主張は認められないが、以下の事情を考慮すると、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断する。

(1) 本契約は、年金開始日前に解約して一時金を受取ることもできるが、本件では、実際に支払われる年金額と設計書に記載された年金額の乖離が大きかったため、申立人が保険会社に説明を求め、その説明が行われる前に年金開始日となったため、申立人において、年金を受取るか、解約して一時金を受取るかの選択を検討することができなかった。

(2) 申立人が保険会社に求めた説明は、不合理な内容とはいえ、これに対する保険会社の説明は、年金開始日前に行うことが困難であるとの事情があったとは認められない。